

## ○静岡県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令

(平成20年12月26日静岡県警察本部訓令第61号)

静岡県警察職員の身分証明書の取扱いに関する訓令（平成元年県本部訓令第23号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、静岡県警察に勤務する警察行政職員（少年警察補導員及び交通巡視員を除く。以下同じ。）の身分証明書の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（交付等）

第2条 身分証明書は、職務遂行上必要と認められた警察行政職員に対して、本部長が交付する。

2 本部長は、必要により身分証明書の再交付を行う。

（様式）

第3条 身分証明書の様式は、様式第1号のとおりとする。

（交付の手続）

第4条 所属長は、所属に配属されている警察行政職員の職務遂行上、身分証明書を携帯させることが必要と認めるときは、身分証明書交付（再交付）申請書（様式第2号）により、本部長に申請するものとする。

2 本部長は、身分証明書を必要と認めるときは、所属長を経由して本人に交付する。

（取扱い）

第5条 身分証明書を交付された警察行政職員は、職務に従事しているときは身分証明書を携帯し、職務上身分を示す必要があるときは、これを提示しなければならない。

2 身分証明書を不正に行使し、又はこれを他人に貸与し、若しくは譲渡してはならない。

3 身分証明書は丁寧に取り扱い、紛失、き損等をしないように注意しなければならない。

（届出）

第6条 身分証明書を交付された警察行政職員は、身分証明書の記載事項に異動が生じたとき又は身分証明書をき損若しくは汚損したときは、速やかに所属長に届け出なければならない。

（紛失）

第7条 身分証明書を交付された警察行政職員は、身分証明書を紛失したときは、速やかに所属長に報告しなければならない。

2 所属長は、前項の報告を受けたときは、速やかに発見のための措置を講ずるとともに、次の事項を本部長に報告するものとする。

(1) 所属、官職、氏名及び職員番号

(2) 紛失の日時及び場所

(3) 紛失の状況

(再交付の手続)

第8条 所属長は、第6条の届出又は第7条の報告を受けたときは、速やかに身分証明書交付（再交付）申請書により、本部長に身分証明書の再交付を申請するものとする。

(返納)

第9条 身分証明書を交付された警察行政職員は、次の各号のいずれかに該当したときは、速やかに所属長に身分証明書を返納しなければならない。

(1) 人事異動により他所属に配置換えになったとき。

(2) 職務遂行上の必要性がなくなったとき。

(3) 退職等により警察行政職員としての身分を喪失したとき。

(4) 再交付（紛失によるものを除く。）により新規の身分証明書を受領したとき。

(5) 紛失により身分証明書の再交付を受けた後、紛失した身分証明書を発見したとき。

2 所属長は、身分証明書を交付された警察行政職員が死亡した場合には、その身分証明書を返納するための措置を講じなければならない。

3 所属長は、前2項の規定により返納された身分証明書を、身分証明書返納届（様式第3号）により速やかに本部長に返納するものとする。

(主管課)

第10条 身分証明書に関する事務は、県本部警務課において行い、身分証明書台帳（様式第4号）を備えて、交付、再交付及び返納の状況を明らかにしておくものとする。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月14日県本部訓令第11号)

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。

附 則(平成31年1月8日県本部訓令第1号)

この訓令は、平成31年1月8日から施行する。